

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	負担金徴収猶予
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例第7条
基準規定	新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例第7条 新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程第8条
審査基準	1 新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例第7条 （負担金の徴収猶予） 第7条 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。 （1） 受益者の土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。 （2） 受益者が、災害、盗難その他事故が生じたことにより、当該負担金を納付することが困難であるため、徴収猶予することがやむを得ないと認められるとき。 2 新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程第8条 （負担金の徴収猶予） 第8条 条例第7条の規定による負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書（第7号様式）を管理者に提出しなければならない。 2 管理者は、前項に規定する申請があったときは、下水道事業受益者負担金徴収猶予基準（別表第2）に基づき、その適否を審査決定し下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書（第8号様式）により受益者に通知するものとする。 3 前項により負担金の徴収猶予の適用を受けている者が、適用期間中にその理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届出なければならない。 4 管理者は、前項の届出があったとき又は徴収猶予の理由が消滅したと認めたときは、下水道事業受益者負担金徴収猶予消滅通知書（第9号様式）により通知するものとする。 別表第2は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	占用許可（管渠）
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市下水道条例第23条
基準規定	周南市下水道条例第23条 周南市下水道条例施行規程第23条;第24条;第25条
審査基準	1 周南市下水道条例第23条 （占用） 第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 （1） 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の目的 （2） 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の期間 （3） 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の場所 （4） 占用物件の構造 （5） 工事実施の方法 （6） 工事の期間 （7） 公共下水道の復旧の方法 2 市は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。占用料の額の算定及び徴収方法については、周南市道路占用料徴収条例（平成15年周南市条例第221号）及び周南市準用河川管理条例（平成15年周南市条例第222号）の規定の例による。 2 周南市下水道条例施行規程第23条、24条、25条 （占用許可申請） 第23条第1項に規定する許可を受けようとする者は、占用許可申請書（別記様式第23号）に次の各号に定める図面及び書類を添付しなければならない。 （1） 占用の位置及び付近を表示した図面 （2） 工作物を設置しようとするときは、その設計書及び図面（ただし、軽易なものに限り、その一部を省略することができる。） （3） 敷地の占用が隣接の土地又は家屋所有者に利害関係があると認められるものは、その土地又は建物の所有者の同意書 （4） その他管理者が必要とする書類 2 管理者は、前項の申請を許可するときは、占用許可書（別記様式第24号）を交付する。 （占用許可の期間） 第24条 占用の期間は、3年以内とする。 （占用期間の更新） 第25条 占用期間満了後、占用を継続しようとする者は、期間満了の1月前までに改めて条例第23条第1項に規定する許可を受けなければならない。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	排水設備等の工事の検査
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市下水道条例第6条
基準規定	周南市下水道条例第6条 下水道法施行令第8条 周南市下水道条例施行規程第14条
審査基準	周南市下水道条例第6条下水道法施行令 第8条周南市下水道条例施行規程第14条 規定は略
標準処理 期間	1 4 日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	排水設備指定工事店の指定
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市下水道条例第5条;第5条の2;第5条の3
基準規定	周南市下水道条例第5条の3 周南市下水道条例施行規程第8条 周南市排水設備指定工事店事務取扱要綱本則
審査基準	周南市下水道条例第5条の3 周南市下水道条例施行規程第8条 周南市排水設備指定工事店事務取扱要綱 規定は略
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	排水設備指定工事店の指定有効期間の特別延長
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市下水道条例第5条第2項
基準規定	周南市下水道条例第5条第2項
審査基準	周南市下水道条例第5条第2項 （排水設備指定工事店の指定） 第5条 排水設備等の新設等の工事（規程で定める軽微な工事を除く。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者はこれを延長又は短縮することができる。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	排水設備新設等の計画の確認
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市下水道条例第4条
基準規定	下水道法第10条 下水道法施行令第8条 周南市下水道条例第4条 周南市下水道条例施行規程第6条
審査基準	下水道法第10条 下水道施行令第8条 周南市下水道条例第4条 周南市下水道条例施行規程第6条 規定は略
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	都市下水路管理者以外の者の都市下水路に関する工事・維持の承認
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第31条
基準規定	下水道法第31条 下水道法第16条 下水道法施行令第10条
審査基準	1 下水道法第31条 （準用規定） 第31条 第十五条から第十八条まで、第二十三条及び第二十五条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「国土交通省令・環境省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。 2 下水道法第16条 （公共下水道管理者以外の者の行う工事等） 第16条 都市下水路管理者以外の者は、都市下水路管理者の承認を受けて、都市下水路の施設に関する工事又は都市下水路の施設の維持を行うことができる。ただし、都市下水路の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。 3 下水道法施行令第10条 （承認を要しない軽微な施設の維持） 第10条 法第16条ただし書（法第25条の10及び第31条 において準用する場合を含む。）に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠の開渠である構造の部分又はますの清掃とする。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	都市下水路への物件設置の許可
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第29条第1項
基準規定	下水道法第29条第2項・第3項 下水道法施行令第16条;第17条;第19条;第20条 周南市下水道条例第29条;第30条 周南市下水道条例施行規程第22条
審査基準	下水道法第29条第2項、第3項 下水道法施行令第16条、第17条、第19条、第20条周南市 下水道条例第29条、第30条 周南市下水道条例施行規程第22条 規定は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第25条の18
基準規定	下水道法第25条の18 下水道法第16条 下水道法施行令第10条
審査基準	1 下水道法第25条の18 （準用規定） 第25条の18 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。 2 下水道法第16条 （公共下水道管理者以外の者の行う工事等） 第16条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。 3 下水道施行令第10条 （承認を要しない軽微な施設の維持） 第10条 法第16条ただし書（法第25条の10及び第31条 において準用する場合を含む。）に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠の開渠である構造の部分又はますの清掃とする。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	公共下水道の排水施設（管渠）への物件設置の許可
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第24条第1項
基準規定	下水道法第24条第2項・第3項 下水道法施行令第16条;第17条;第17条の2・3 周南市下水道条例第21条;第22条 周南市下水道条例施行規程第22条
審査基準	下水道法第24条第2項、第3項 下水道法施行令第16条、第17条、第17条の2、第17条の3 周南市下水道条例第21条、第22条 周南市下水道条例施行規程第22条 規程は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第16条
基準規定	下水道法第16条 下水道法施行令第10条
審査基準	1 下水道法第16条 （公共下水道管理者以外の者の行う工事等） 第16条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。 2 下水道法施行令第10条 （承認を要しない軽微な施設の維持） 第10条 法第16条ただし書（法第25条の10及び第31条 において準用する場合を含む。）に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠の開渠である構造の部分又はますの清掃とする。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	排水設備設置義務の免除
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第10条第1項
基準規定	周南市下水道条例施行規程第3条
審査基準	周南市下水道条例施行規程第3条 （排水設備設置の延期等） 第3条 排水設備設置義務者は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定による排水設備設置の延期の許可を受けようとするときは、排水設備設置延期許可申請書（別記様式第1号）を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。 2 工場排水又は冷却水等で、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準以下の下水を公共下水道以外の公共用水域へ排除するため、法第10条第1項ただし書に規定する許可を受けようとする者は排水設備設置義務免除許可申請書（別記様式第2号）を管理者に提出しなければならない。 3 管理者は、前2項の申請を許可するときは、排水設備設置延期許可書（別記様式第3号）又は排水設備設置義務免除許可書（別記様式第4号）を交付する。
標準処理 期間	60日
備考	下水道法施行令第7条

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	占用許可
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第6条
基準規定	周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第6条
審査基準	周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第6条 （占用） 第6条 施設の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して施設の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 （1） 占用の目的 （2） 占用の期間 （3） 占用の場所 （4） 占用物件の構造 （5） 工事実施の方法 （6） 工事の期間 （7） 復旧の方法 2 市は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。占用料の額の算定及び徴収方法については、周南市道路占用料徴収条例（平成15年周南市条例第221号）の規定の例による。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	分担金の減額又は免除
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水事業分担金徴収条例第7条
基準規定	周南市農業集落排水事業分担金徴収条例第7条
審査基準	周南市農業集落排水事業分担金徴収条例第7条 （分担金の減額又は免除） 第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、分担金を減額し、又は免除することができる。 （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する生活扶助を受けている受益者 （2）その他特に減額し、又は免除することがやむを得ないと認められるとき。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	分担金の徴収猶予
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水事業分担金徴収条例第6条
基準規定	周南市農業集落排水事業分担金徴収条例第6条
審査基準	周南市農業集落排水事業分担金徴収条例第6条 （分担金の徴収猶予） 第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、分担金の徴収を猶予することができる。 （1） 受益者において災害その他事故等が発生したことにより、分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。 （2） その他特に徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	占用許可
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第31条
基準規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第31条
審査基準	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第31条 （占用） 第31条 排水施設の敷地又は排水施設に物件を設け、継続して排水施設の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規程の定めるところにより、占用に係る申請書及び必要な書類をあらかじめ管理者に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 2 前項の占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、占用料を納入しなければならない。ただし、排水施設に汚水を排除することを目的とする物件及び管理者が公益上やむを得ないと認めるものについては、この限りでない。 3 前項の占用料の額及びその徴収方法については、周南市道路占用料徴収条例（平成15年周南市条例第221号）の例による。 4 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、第1項の許可を取り消すことができる。この場合において、占用者が既に納付した占用料は返還しない。 （1）排水施設に関する工事の施行において、第1項の許可を受けて設けた物件（以下「占用物件」という。）が支障となる場合 （2）当該占用物件が排水施設の機能を妨げ、又は排水施設を損傷するおそれが生じた場合 （3）前2号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情が生じた場合
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	新規使用者の許可
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第9条
基準規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第9条 周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程第4条
審査基準	1 周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第9条 （新規使用者の許可） 第9条 周南市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成15年条周南市条例第173号）第5条に掲げる者（以下「新規使用者」という。）は、規則で定めるところにより、前条の確認を受ける前に排水施設の使用について管理者の許可を受けなければならない。 2 前項の規定による許可を受けた者が排水施設の新設を行おうとするときは、前条の規定による申請書等と併せて新設しようとする排水施設の計画に関する書類をあらかじめ管理者に提出し、その計画内容について確認を受けなければならない。 2 周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程第4条 （新規使用許可） 第4条 条例第9条第1項に規定する許可を受けようとする者は、農業集落排水施設新規使用許可申請書（別記様式第1号）を管理者に提出しなければならない。 2 管理者は、前項の申請があったときは、排水施設の使用の適否を決定し、農業集落排水施設新規使用許可通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	排水設備等の計画の確認
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第8条
基準規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第8条 周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程第3条 周南市下水道条例施行規程第6条
審査基準	1 周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第8条 （排水設備等の計画の確認） 第8条 排水設備又は除害施設の新設等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、申請書及び必要な添付書類（以下「申請書等」という。）をあらかじめ管理者に提出し、その計画内容について確認を受けなければならない。 2 前項の確認を受けた者は、申請書等に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更内容について管理者に書面を提出し、前項の規定による確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。2 周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程第3条（排水設備計画の確認申請）第3条 条例第8条第1項、第2項又は条例第9条第2項の規定による申請及び確認は、周南市下水道条例施行規程（平成23年上下水道局規程第3号。以下「下水道規程」という。）第6条の規程を準用する。 3 周南市下水道条例施行規程第6条（排水設備等の計画の確認）第6条 条例第4条に規定する確認を受けようとする者は、排水設備等計画（変更）確認申請書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。 （1） 付近見取図 方位、道路及び隣接地を表示すること。 （2） 平面図 縮尺200分の1以上とし、次の事項を表示すること。ア 工事予定地の境界線及び面積イ 道路、建物、間取、水道、井戸並びに排水設備の位置、大きさ及び種別 （3） 縦断面図 縮尺は横200分の1以上、縦50分の1以上とし、管渠の大きさ、勾配及び接続する汚水ますの吐出口を基準とした地盤高並びに管底高を表示すること。 （4） 構造物 縮尺は50分の1以上とし、排水管渠の附帯装置の構造、能力、形状及び寸法等を表示すること。 （5） その他管理者が必要とする書類2 管理者は、前項の申請を確認したときは、排水設備等計画（変更）確認通知書（別記様式第6号）を交付する。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	分担金減免
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例第8条
基準規定	鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例第8条 鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例施行規程第12条
審査基準	1 鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例第8条 （分担金の減免） 第8条 管理者は、次の各号の一に該当する受益者においては、分担金を減免することができる。 （1） 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 （2） 公の生活扶助を受けている受益者 （3） 前各号に掲げる受益者のほか、特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 2 鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例施行規程第12条 （分担金の減免） 第12条 条例第8条の規定による分担金の減免を受けようとする者は、納入通知書を受け取った日、又は減免の理由が発生した日から15日以内に下水道事業受益者分担金減免申請書（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。 2 管理者は、前項の申請があったときは、下水道事業受益者分担金減免基準（別表第2）に基づき、その適否を決定し下水道事業分担金減免決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。 3 第1項の規定により分担金の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちに下水道事業分担金減免消滅届出書（様式第11号）を管理者に提出しなければならない。 別表第2は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	分担金徴収猶予
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例第7条
基準規定	鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例第7条 鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例施行規程第10条
審査基準	1 鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例第7条 （分担金の徴収猶予） 第7条 管理者は次の各号の一に該当する場合においては、分担金の徴収猶予をすることができる。 （1） 土地等の状況等により徴収を猶予することが適当と認められるとき、又は、徴収を猶予することが徴収上有利であると認めるとき。 （2） 受益者が災害、盗難その他事故が生じたことにより、当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。 2 鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例施行規程第10条（分担金の徴収猶予）第10条 条例第7条の規定により分担金の徴収猶予を受けようとする者は、納入通知書を受け取った日、又は徴収猶予の理由が発生した日から15日以内に下水道事業受益者分担金徴収猶予申請書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。 2 管理者は、前項の申請があったときは、下水道事業受益者分担金徴収猶予基準（別表第1）に基づきその適否を決定し、下水道事業受益者分担金徴収猶予決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。 3 条例第7条の規定により、分担金の徴収猶予を受けた者はその理由が消滅したときは、直ちに下水道事業受益者分担金徴収猶予消滅届出書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	督促手数料及び延滞金の減免
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例第12条
基準規定	鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例第12条
審査基準	鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例第12条 （分担金の減免） 第12条 管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは督促手数料及び延滞金を減免することができる。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	分担金減免
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例第8条
基準規定	新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例第8条 新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例施行規程第2条；別表
審査基準	1 新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例第8条（分担金の減免） 第8条 管理者は、次の各号の一に該当する受益者においては、分担金の徴収を減免することができる。 （1） 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 （2） 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 （3） 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 （4） 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 2 新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例施行規程第2条（分担金の減免）第2条 条例第8条の規定により分担金の減免を受けようとする者は、賦課決定通知書を受け取ったとき、又は減免の理由が発生したときは、遅滞なく特定環境保全公共下水道事業分担金減免申請書を、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。 2 管理者は、前項に規定する申請があったときは、別表に定める特定環境保全公共下水道事業分担金減免基準に基づきその適否を審査決定し、特定環境保全公共下水道事業分担金減免決定通知書により受益者に通知するものとする。 3 分担金の減免の適用を受けている者が、適用期間中にその理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届出なければならない。 4 管理者は、前項の届出があったとき、又は減免の理由が消滅したと認めたときは、特定環境保全公共下水道事業分担金減免消滅通知書により受益者に通知するものとする。 別表は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	負担金減免
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例第8条第2項
基準規定	新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例第8条第2項 新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程第9条
審査基準	1 新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例第8条第2項 （負担金の減免） 第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。 2 管理者は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。 （1） 国又は地方公共団体が公用し、又は供することを予定している土地に係る受益者 （2） 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 （3） 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 （4） 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 （5） 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 2 新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程第9条 （負担金の減免） 第9条 条例第8条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、賦課決定通知書を受けとったとき又は減免の理由が発生したときは、遅滞なく下水道事業受益者負担金減免申請書（第10号様式）を、管理者に提出しなければならない。 2 管理者は、前項に規定する申請があったときは、下水道事業受益者負担金減免基準（別表第3）に基づきその適否を審査決定し、下水道事業受益者負担金減免決定通知書（第11号様式）により受益者に通知するものとする。 3 負担金の減免の適用を受けている者が、適用期間中にその理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届出なければならない。 4 管理者は、前項の届出があったとき、又は減免の理由が消滅したと認めたときは、下水道事業受益者負担金減免消滅通知書（第12号様式）により受益者に通知するものとする。 別表第3は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	負担金徴収猶予
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市公共下水道事業における旧徳山市に属する市街化調整区域内義務者の負担金に関する条例第6条
基準規定	周南市公共下水道事業における旧徳山市に属する市街化調整区域内義務者の負担金に関する条例第6条 周南市公共下水道事業における旧徳山市に属する市街化調整区域内義務者の負担金に関する条例施行規程第3条
審査基準	1 周南市公共下水道事業における旧徳山市に属する市街化調整区域内義務者の負担金に関する条例第6条 （徴収猶予） 第6条 義務者が災害、疾病その他やむを得ない理由により、負担金の徴収猶予を受けようとする場合は、規程に定めるところにより、その理由を確認できる証明書等を添えて管理者に提出しなければならない。 2 管理者は、前項の申請書を受理したときはこれを審査し、その結果を義務者に通知するものとする。 2 周南市公共下水道事業における旧徳山市に属する市街化調整区域内義務者の負担金に関する条例施行規程第3条 （徴収猶予） 第3条 条例第6条第1項に規定する申請は、負担金徴収猶予申告書（別記様式第3号）により行う。 2 条例第6条第2項に定める審査の結果は、負担金徴収猶予決定通知書（別記様式第4号）により通知する。
標準処理 期間	60日
備考	